

委員会視察報告書

委員会名	文教厚生常任委員会
視察地	埼玉県東松山市
調査項目	インクルーシブ教育について 就学相談調整会議の取組と課題
調査目的	今年度の具体的研究テーマの一つである「子どもを取り巻く環境の充実」について先進的な取組事例を調査・研究し、今後策定する提言書に反映させるため。
日時	令和6（2024）年8月8日（木）午前10時30分～正午
場所	東松山市役所
調査概要	インクルーシブ教育について 東松山市は「人権を尊重した教育・幼児教育・特別支援教育の推進」を重点施策としている。 【施策の方向性】 ○豊かな人格感覚を育成するとともに、様々な人権課題に対応した教育を充実します。 ○関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組めます。 ○家庭や地域と連携した幼児教育を推進するとともに、子供の発達や学びの連続性を視野に入れた幼児教育を充実するため、幼稚園・保育園と小学校との円滑な接続を推進します。 ○幼稚園・保育園・小学校の交流を図り、小1プロブレムの解消を推進します。 ○「東松山市教育委員会における障害を理由とした差別の解消の促進に関する対応要領」の趣旨を踏まえ、特別支援教育の充実に取り組めます。 【重点取組】 豊かな人権感覚の育成 ・全ての児童生徒が豊かな人権感覚を身に付けることができるよう、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の理念を徹底し、人権教育を進めます。 ・児童生徒や保護者の豊かな心や人権感覚を育むため、参加体験型学習を取り入れた「人権感覚育成プログラム」の活用を推進

	します。 幼児教育振興懇談会を中心とした幼・保・小連携の推進 ・幼児教育振興懇談会を中心に、研修会や幼・保・小三者連絡会の開催を通して幼稚園・保育園・小学校・その他関係者の連携と交流を進め、幼児教育の一層の振興に取り組みます。 施策の方向性にある「東松山市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」は平成28年3月30日に教育委員会訓令として発出されており、不当な差別的取扱いの禁止・合理的配慮の提供・監督者の責務・懲戒処分等・相談体制の整備・研修及び啓発などが定められている。加えてこれらに関わる留意事項も細かく別記されている。 就学相談調整会議について 「東松山市就学相談に関する規則」を平成19年6月28日に規定しており、目的は就学予定者、児童及び生徒の就学先等の選択にあたり、保護者等への適切な就学の相談及び支援を行い、共に育ち、共に学ぶ教育の推進を図るためである。この規則にあるとおり教育委員会教育長が任命する専門医・臨床心理士・知識及び経験を有する者・学校教育関係者・保護者・市職員で構成される「東松山市就学相談調整会議」が発足した。 就学相談調整会議の役割 【未就学児】 1 教育的ニーズのある子どもの就学について、その障害の種類、程度等を踏まえ、教育学、医学、心理学等の観点から調査・審議し、学校・保護者に情報提供または、助言を行う。 ○個別テスト実施の審議、医療機関等関係諸機関への受診の情報提供、学校見学、体験入学等の助言 2 教育的ニーズのある子どもの実態把握と、就学相談体制の推進を行う。 ○実態把握のための調査の実施内容・方法等の検討 ○実態把握に基づいて、幼稚園・保育園等への保育参観 【在学児童生徒】 1 小・中学校や特別支援学校に就学した、教育的ニーズのある子どもに対するフォローアップを行うと共に、障害の状態の変化に伴う転学や、通級による指導や特別支援学級での教育の必要性について調査・審議し、学校・保護者に情報提供または、助言を行う。
--	--

	○教育的ニーズのある子どもが就学した在籍校からの報告を基に、指導方法の検討と助言 ○通常の学級から特別支援学級または、特別支援学級から通常の学級への措置変えに対しての実態把握と助言 2 特別支援学級や通級指導教室の教育的支援内容等について助言を行う。 ○教育的ニーズのある子どもが就学した学校・学級への授業参観 ＊通常の学級に在籍しており、介助員の支援を受けている子ども ＊特別支援学級に在籍しており、介助員または看護師の支援を受けている子ども ○授業参観後の指導・補助 3 支援実施に向けて、教育支援プラン（個別の指導計画）をもとに審議し、助言を行う。 ○特別支援学級支援籍・特別支援学校支援籍・通常学級支援籍の活用と助言 これらの役割を果たすため年度毎に活動方針を決めて取り組んでいる。
視 察 の 様 子	 東松山市役所での説明  議場にて
質 疑 応 答	質問 1 教室でのインクルーシブ教育の取組方の具体的事例 回答 1 教科によって特別支援学級の児童・生徒が通常学級の授業に参加している。特別支援学級の担任や市採用の障害児介助員が支援している。 質問 2 教員の抱える課題 回答 2 インクルーシブ教育に当たっては、保護者から過度と思われる要求が学校に寄せられる。就学相談調整会議で方向性を示すが、教職員が児童・生徒本人に説明してもなかなか理解が得られず、特別支援学級・特別支援学校への転籍・転校が叶わないことがある。 質問 3 保護者の適切な就学先の選択への支援に当たって、保護者、児童・生徒、就学相談調整会議の三者との合意に関わる課題は

	回答3 就学先方向性について丁寧に繰り返し説明してもなかなか理解が得られず、適切な就学先が選択できないことを課題として捉えている。
	質問4 文部科学省や県の施策と市の取組との整合性についての課題
	回答4 原則、国や県の方針を踏まえているので、整合性は図られているが、予算等の関係で、例えば十分な介助員や看護師を配置しきれないことはある。
	質問5 保護者の相談内容や課題
	回答5 相談内容は就学先の検討、子どもの特性、子どもへの関わり方、小学校で適応できるか心配ということが挙げられる。 課題は、就学時健康診断後の相談について保護者に連絡してもなかなか相談につながらない（保護者からの拒否）ことや、相談の開始が遅いと学校の体験や検査の実施が遅くなってしまうので、適切な時期に就学先を決められなくなることが挙げられる。
	質問6 教職員のインクルーシブ教育に対する周知や研修会への取組状況
	回答6 市内の研修会として特別支援教育担当者研修会（年1回）、障害児介助員研修会（年3回）、発達が気になる子を支えるネットワーク研修会（年1回）（管理職を含め全教職員が対象）
	質問7 個別ケースに関わる機関の連携方法について
	回答7 主治医・総合福祉エリア相談所・保育課・子ども支援課・西部比企地区支援センター・児童発達支援事業所・東松山特別支援学校・川島ひばりが丘特別支援学校等関係機関と繋がっている。なお個別ケース会議は随時行っている。
	質問8 諸検査や医療相談などの費用負担について
	回答8 市の診断は無料となっており、高校生まで医療費無償化しているので、保護者が医療機関へ実質費用面での負担はないと考えている。
	質問9 東松山市が考えるインクルーシブ教育について
	回答9 国や県の示すインクルーシブ教育に沿って行っており、東松山市が独自に行っていることは特にない。

	質問10 教職員や保護者のインクルーシブに対する意識について 回答10 教職員は研修を通じてかなり意識は高まっている。また保護者についてはある程度理解はしていただいているが、時には過剰に反応してしまい、学校に困難な課題を言ってくる事例がある。 質問11 インクルーシブ教育を推進する環境整備について 回答11 このために新たに予算は組んでいないが、各学校配当予算内でインクルーシブ教育に関する物品を購入している。例えば、パーティションパネル等で環境整備は行っている。 質問12 就学相談員は市役所の職員か 回答12 就学相談員は市の職員だが、市の職員のほかに常任相談員を配置している。 質問13 様々な機関との連携で難しかった部分、工夫して乗り越えたことなど 回答13 関係機関が多いとそれだけ日程調整が大変である。日常的に関係機関と密に情報共有することで、調整は大変だが、繋げることができている。 質問14 ノーマライゼーションのまちづくり推進の中で苦労した点について 回答14 個々に様々なケースに対応しており、同じケースがないのですぐに対応できない点に苦労があるが、これまでの事象の蓄積により類似ケースとしての対応をしている。 質問15 マイノリティーの実態把握は 回答15 マイノリティーは増加しており、文部科学省の調査などで把握している。生徒指導専門職員が小・中学校16校を回り、実態把握している。 質問16 予算整備以外の環境整備（例えばスポーツ環境・文化環境） 回答16 人的・物的な環境はなかなかそろわない。高校入試前の生徒については個別の対応をしている。部活動の地域移行などは今後対応していく。
--	--

	質問 1 7 インクルーシブ教育について理解は進んでいるとのことだが、インクルーシブ教育システムではいかがか。 回答 1 7 まずは障害児対応を進める中で、教職員の理解に差はあるがマイノリティーへの理解は深まっていると感じている。 質問 1 8 教職員研修会を受けた教職員の意見や感想について 回答 1 8 通常学級在籍の子どもに理解できるよう研修会を生かす先生もいて、通常学級担任の教職員にも理解が広がっている。 質問 1 9 就学相談調整会議において、情報連絡シート（協議資料）のほかに情報共有の手法を伺う。保護者のアセスメント方法も伺いたい。 回答 1 9 取組として総合福祉エリアやハロークリニック等がチームとなってチーム巡回相談を行っている。隔年で半分ずつ学校を回っている。 保護者のアセスメント方法は、保護者から記入いただく部分のほかに、職員が聞き取りを行いながら作成していつている。 質問 2 0 諸検査（田中ビネー知能検査Ⅴ等）の親負担はないとのだが、予算は十分確保されているか。また時間のかかる検査だが、すぐ受けられるのか。 回答 2 0 検査予算については、令和5年度は94件で現状対応可能であるが、検査件数が増える場合は、これからの課題として認識している。2名検査要員として増員したため、待たせないように工夫している。 質問 2 1 就学相談の助言について、その後保護者が選択したことに再助言はしているか 回答 2 1 例え保護者の方針が途中で変わるとしても、就学相談は1年ごとに行うので、継続的な相談を行っている。 質問 2 2 保護者からの無理な要求について 回答 2 2 医療的な行為の要求や看護師の配置などがある。 質問 2 3 義務教育後の連携など、市としての範ちゅうを超える対応と課題は。 回答 2 3 市としてはやはり義務教育を超えた場合対応がしきれないため、福祉（福祉課）と情報共有する機会を作っている。市の
--	--

	相談センターは高校生の相談も受け付けている。なんとか関係を切らないように支援している。
質問 2 4	発達検査 9 4 件は全て特別支援学校や通級指導教室等に結びついたのか。
回答 2 4	9 4 件のうち学校の申請と相談センターに直接保護者との教育相談からのケースがある。学校申請のケースは相談の後転籍などにつながることもあるが、実際にはどのケースがつながったかは明らかにされていない。検査が一つのきっかけになっているとは捉えている。
質問 2 5	発達検査は異常ない、学校でも異常行動がない等のケースでも保護者が気がかりなケースはどのような対応なのか。
回答 2 5	そういったケースは多い。カウンセラーに行動観察をしてもらい、集団適応できていない状況を把握し、フィードバックして対応している。
質問 2 6	特別支援学校高等部は高校卒業の資格ではないことから、どうしても普通高校卒業したいというケースはあったか。
回答 2 6	普通高校希望のケースはあるが、丁寧に説明をしているいろいろな状況に応じて対応している。相談の中で普通高校という判断となることはあり、その場合には進学案内の対応している。
質問 2 7	インクルコンパスを学校としての取組として導入しているか。
回答 2 7	特に学校としては取り組んではないが、学校によっては外国籍が多い場合など日本語指導員を配置している。大学の留学生がボランティアで手伝ってくれることもある。
質問 2 8	ユニバーサルデザインの導入はどれだけ図られているか
回答 2 8	教室配置、見やすい掲示など工夫をしている。難聴児については、難聴指導ができる通級指導学校へ通っている。
質問 2 9	ギフテッドに関しての取組について
回答 2 9	教員から見てギフテッドではないかという子どももいるが、ギフテッドに対しても個別の対応となってしまう。まず教師が知らないということが問題である。取組は始めたばかりなので、浸透は差があるかもしれないが、管理職は知識は得ているので

	校内に広がっていると認識している。 質問 3 0 行政としてインクルーシブ教育が前提として全ての施策に取り組まれているのか 回答 3 0 少なくとも市内では考え方は徹底されていると思う。 質問 3 1 就学相談調整会議は専門医や教師と専門が違うがどのようなことが話されているのか、就学相談に関する規則は改正が平成 2 6 年からされていないが十分なのか。 回答 3 1 就学相談調整会議は、例えば就学前のお子さんについて、特別支援学校が望ましいと考え、専門医の方からも意見をいただき、同席の特別支援学校の教師からも理解をいただいくようなケースや、それぞれの立場で異なる見解が示されるケースもある。様々な観点での判断が行われている。1 0 年以上も改正されていないことからこの形が一番良いと判断している。 質問 3 2 介助員の教育について 回答 3 2 介助員研修は年に 3 回行っている。1 回目は介助員としての心構え、基本的な守秘義務、子どもに関わる上で大事なこと、2 回目は東松山特別支援学校のコーディネーターが講師として特別支援学校の子どもの対する関わり方、公立学校でできること、担任との連携方法、3 回目は比企地域支援センターの講師から気になる子どもへの関わり方・具体的な指導の声掛けの仕方などが研修内容である。
委員会所感	【春川敏浩委員長】 東松山市就学相談に関する規則を平成 1 9 年 6 月 2 8 日に設けており、目的から全 9 条に及ぶ細部にわたる条項を定めている。第 5 条において、教育長含む専門医、臨床心理士、学識経験者、学校教育関係者、保護者、市職員合わせて 3 0 人以内から会議の参加を条文に盛り込んでいる。平成 2 6 年に改正されてから、改正がされていない理由を質問したら、年 4 回の部会における仕組みが確立されていて、問題意識がなかったとのことでした。 東松山市教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要綱を平成 2 8 年 3 月 3 0 日に定めている。国や県の要綱を参考に同市でも定めていることは、インクルーシブ教育にも真剣に取り組んでいる。合理的配慮の提供についても条文に盛り込んでいることには真剣に取り組んでいる証であると思う。教職員にも研修会を実施し、全員で共有できていることは大変参考になった。

【五位野和夫副委員長】

・教職員のインクルーシブ教育に対する周知や研修会への取組は介助員、全教員に対し積極的に行われているが、支援が多様化する中で予算の関係で必要な人員を解決できないのはどこの自治体でも共通であり、国の支援の充実が求められる。

・保護者の適切な就学先の選択への支援に当たっては、あくまで、「助言を行う」ことである。しかし、保護者、児童・生徒、就学相談調整会議の三者との合意に関わる課題は年々、多様化しており多くの機関との連携と支援が必要とされる。

【星野幸彦委員】

インクルーシブ教育について、東松山市ではもう普通で当たり前のことしかやっていないということであり、説明質疑の中でも研修会を行ってきたことにより教職員のインクルーシブ教育に関しての意識は相当浸透しているのだなあと感じた。一点インクルーシブ教育が取り入れられていることにより、学校への保護者からのいろいろな要求（難しい）などもあがって来ているとのことであった。柏崎市もインクルーシブ教育については取組が進められていると承知しているが、東松山市のように『普通です。』と言えるようになることを期待したい。

就学相談調整会議については、専門医・臨床心理士・知識及び経験者・学校教育関係者・保護者・市職員で構成され、教育的ニーズのある子どもの就学について、その障がいの種類、程度を踏まえ、教育学・医学・心理学等の観点から調査・審議し、学校・保護者に情報提供または、助言を行うというシステムが確立され、確実に機能していることが感じられた。それぞれのケースが違っていて苦勞もあるということであるが、柏崎市もこのようなシステムの構築も重要ではないかと思った。

【三嶋崇史委員】

インクルーシブ教育は、障がいの有無にかかわらず、人間の多様性の尊重、共生社会を目指し、共に学び時間を共有すること。先進地である東松山市の取組を学んだ。

保護者の理解と協力、先生の理解と取組が重要であること。情報の共有と継続的相談が鍵を握る。研修会を通して、担任や介助員の取組を強化し、個人の特性を理解し、適切な対応をしていた。

就学相談調整会議は、柏崎市でも特別支援教育会議として実施している内容であり、特別な教育的支援を判断している。

【西川弘美委員】

「東松山市就学相談に関する規則」などの資料に基づき、事業の内容が理解できた。本人の状態把握のために行われる検査については、市・教育センターで無料で受けられるが、年々件数が増え、昨年度は94件、個別知能検査を希望する保護者も多いとのこと。待たせずに適宜受けられるように検査要員も増やしており、予算が増えているとのことだった。

LGBTQや外国籍などへの対応の複雑化・多様化や、一部の保護者の過剰な要求への対応に、専門の指導員や複数の機関で連携して対応するなど、非常にきめ細やかな対応がされており、当市の支援と照合し研究していきたい。

【重野正毅委員】

市教委の指導主事が対応した。就学支援委員会を廃止し就学相談調整会議を設置しており、特別支援に対する取組について詳しく説明を受けた。インクルーシブという言葉が独り歩きして、当該児童生徒の保護者が過度な要求をしたり、高校進学のことなどでも対応に苦慮したりしている様子だった。

学校現場ではインクルーシブ教育システムによる対応を主で、外国人や性的マイノリティーへの対応といった広義のインクルーシブ教育はこれからとのことであった。小・中学校に配置されている介助員は市内全体で50人おり、任務は特別支援に特化しているとのことであった。

多くのことが個別対応ということは仕方がないことだが、教員、保護者、市民が意識を共有してインクルーシブに取り組むことでまちづくりを進めていくことが大切だと学んだ。また、ギフテッドの子に対する対応を全教員が研修として学んでいることは、柏崎でも行ってほしいものの一つであった。

【上森茜委員】

就学相談調整会議を年4回実施（うち1階は部会のみ）。保護者との面談後の発達検査においては市の負担で行っており、令和5年は94件であった。全てが支援に結び付くわけではないが、行動観察をするカウンセラーもいて就学支援に至るまでも細かなフォローがされていると感じた。

学校、保護者との意見の食い違いなどで難しい場面が多いとのこと。また学校、病院など係る機関が増えると調整もさらに難しくなるが、令和6年からはカウンセラー5名、うち2名は発達支援検査員と増員をし、子どもの個性にあった支援を模索し、行政、学校共に情報を共有できる

	体制が整っていると感じた。
--	---------------